

「とちぎの伝統工芸品マッチング商談会」開催業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「とちぎの伝統工芸品マッチング商談会」開催業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

「とちぎの伝統工芸品マッチング商談会」開催業務

2 事業の目的

本事業は、伝統工芸品の販売や活用を検討する民間事業者（販売業者、旅行業者、インフルエンサー等）と伝統工芸品生産者をつなぐ機会としての、マッチング商談会を開催し、伝統工芸品における販路開拓に繋げることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8（2026）年3月13日（金）までとする。

4 委託料上限額

1,694,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) 「とちぎの伝統工芸品マッチング商談会」概要

- ア 日 時 令和7（2025）年12月11日（木）
- イ 場 所 栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ）小展示場
- ウ 主 催 栃木県
- エ 参加者 伝統工芸品生産者（以下「受注者」）、
伝統工芸品の販売・活用を検討する民間事業者（以下「発注者」）

(2) 業務の内容

- ア マッチング商談会の企画
 - ・マッチング商談会を企画し、実施すること。
 - ・スケジュール及び会場全体のレイアウト図を作成すること。
- イ 参加者の募集
 - ・参加者の募集、申込受付、問い合わせ等に対応すること。ただし、受注者の募集及び選定は、甲が中心に行う。
 - ・発注者として募集する以下のターゲットに対し、広くイベントを周知するとともに、伝統工芸品の魅力を伝え、より多く来場するように工夫した広報方法を提案すること。
 - ・伝統工芸品への興味をひき、発注者が伝統工芸品の活用方法を建設的に想像し、参加したいと思えるように、工夫を凝らした事前準備を行うこと。方法については提案による。
 - ・当日参加発注者は20～30者程度を目安とする。

主なターゲット	期待される活動
土産物販売者	観光地での販売
旅行業者	伝統工芸品の体験等を含んだ旅行パッケージの造成
インフルエンサー	伝統工芸品の動画作成、SNS 等での発信
百貨店	販売・企画展の開催
製造業	コラボレーション商品の開発
プロスポーツチーム	コラボレーショングッズの開発
ホテル事業者	ホテル備品等への採用

ウ 商談会の運営等

- (ア) 商談効果を高めるため、受注者を対象に、商談方法等の助言・サポート等を行うこと。事前説明会の開催や、各参加者における当日説明資料の制作等が想定されるが、方法については提案による。
- (イ) 参加者名簿、司会進行マニュアル等を作成すること。当日の受付、司会は甲が実施する。
- (ウ) 商談等ブースの設営・撤去を行うこと。
 - ・会場費及び、甲がイベント会場から借り受ける備品は委託費用に含めない。
 - ・甲がイベント会場から借り受ける主な備品（目安）
椅子（100 脚）、長机（70 台）、パーテーション（30 台）

エ アンケート調査

- ・商談会直後に、商談会開催に係るアンケート調査を実施すること。
- ・商談会 2 ヶ月後に、商談件数、契約金額についてアンケート調査を実施すること。

6 機材等

委託業務の実施に要する機材は、会場の備品及びあらかじめ甲が用意する機材のほかに、必要な機材は乙の負担とする。

7 成果品の提出

委託業務完了後、業務の状況がわかる写真を添付して、商談会の開催結果やアンケートの集計結果等を記載した委託業務完了報告書（様式任意）を作成・提出すること。

8 留意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、来場者及び職員の安全の確保をするための措置を講ずるものとする。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、建物、工作物、物品等をき損しないようにするものとする。
- (3) 委託業務の実施中に建物、工作物、物品等に破損箇所を発見した場合は、直ちに甲の職員に報告しなければならない。
- (4) 危険物は、原則として使用してはならない。
- (5) 電気等の使用に当たっては、事前に甲に了承を取った上で使用するものとし、極力節約に努めるものとする。
- (6) 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、あらかじめ甲の承認を受けた上で、業務の一部を第三者に委託することができる。

- (7) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、甲に帰属するものとする。また、本事業の実施にあたって、第三者が権利を有する著作物等を利用する場合は、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る手続きを行うこととする。
- (8) 乙は、委託業務を実施するにあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (9) 乙は、委託業務を行うにあたって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。

9 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。
- (2) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。